

令和3年11月18日

「名寄市工場立地法準則条例の制定」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

「名寄市工場立地法準則条例の制定」に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見について検討した結果、素案の修正は行わず原案どおりとして策定することとしました。

1. パブリック・コメント手続の実施結果

案件名	名寄市工場立地法準則条例の制定について
意見等の募集期間	令和3年10月15日(金)～令和3年11月15日(月)
案の公表方法	1 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布 2 市ホームページへの掲載 3 名寄新聞、北都新聞への掲載及びFM放送
意見等の提出方法	「意見提出用紙」により実施機関窓口持参・郵送・ファックス・電子メール
結果の公表方法	指定閲覧場所、市ホームページ、市広報
意見等の提出者数・提出件数	提出者 1人 提出件数 1件 【内訳】 書面提出:0件、郵便:0件、FAX:0件、電子メール:1件
意見等の処理	案の修正箇所:なし

2. 意見の概要と市の考え方について

市民等の意見の概要	件数	意見に対する名寄市の考え方
・「緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合」を国が示している割合より、緩和と表現していますが、低くする今回の準則には、反対いたします。	1	<p>・本条例は、本市における商工業全体の振興を図るため、企業の立地および設備投資を更に促進することを目的に、工場立地法で定める範囲内で、都市計画法で定められた本市都市計画用途地域の準工業地域、工業地域、用途指定外区域において、本市の歴史や実情に即して制定するものです。</p> <p>一方、工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響の緩和などの機能を持つことから、緑地面積率の緩和により、これらの緑地機能が低下することは防止しなければなりません。</p> <p>今後、いただいたご意見を参考とさせていただき、工場の操業環境と周辺地域のバランスのとれた緑化の推進に努めます。</p>

[問合先]

担当課:経済部産業振興室産業振興課

電 話:01654③2111(内線3350)